

## 高知県土佐藩主山内家墓所管理費等補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則(昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。)第24条の規定に基づき、高知県土佐藩主山内家墓所管理費等補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 県は、幕藩体制下の墓制及び葬制を知る上で貴重な大名家墓所である国指定史跡土佐藩主山内家墓所(以下「墓所」という。)を貴重な文化遺産として適切に保存し、公開等の活用を行うことにより県民文化の振興に寄与するとともに歴史観光の充実を図るため、公益財団法人土佐山内記念財団(以下「補助事業者」という。)が墓所の管理団体として行う次に掲げる事業に要する経費に対して予算の範囲内で補助金を交付する。

- (1) 文化庁長官から補助金の交付決定を受けた「歴史活き活き!史跡等総合活用整備事業」
- (2) 前号に掲げる事業のほか、墓所の保存、活用その他管理に関する事業

### (補助対象経費及び補助率)

第3条 前条に規定する補助対象事業(以下「補助事業」という。)の補助対象経費及び補助率については、別表第1に掲げるとおりとする。ただし、同条第2号の事業については、補助対象経費から寄附金その他の収入を控除する。

### (補助金の交付申請)

第4条 規則第3条第1項の補助金等交付申請書の様式は、別記第1号様式によるものとし、次に掲げる書類を添えて、知事が別に定める提出期日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 別記第2号様式による事業計画書
- (2) 別記第3号様式による申請額算出内訳書
- (3) 別記第4号様式による収支予算書

### (交付の決定)

第5条 知事は、前条の申請が適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、補助事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をした者が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

### (補助の条件)

第6条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければな

らない。

(1) 補助事業の内容、経費の配分等を変更しようとする場合は、事前に別記第5号様式による事業内容等変更申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出し、その承認を受けなければならないこと。ただし、補助金額の増加を伴わず、別表第1の事業区分ごとに補助対象経費の20パーセントに相当する額を超えない範囲で変更をする場合を除く。

ア 別記第2号様式による事業計画書

イ 別記第3号様式による申請額算出内訳書

ウ 別記第6号様式による収支予算書

(2) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。

(3) 第1号の規定は、補助事業を中止し、又は廃止する場合について準用すること。

(4) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならないこと。

(5) 補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業の終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。

(6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならないこと。

(7) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具をいう。）については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に知事の承認を受けなければならないこと。

(8) 前号の規定により知事の承認を得て財産を処分したことにより収入があった場合は、当該収入の全部又は一部を県に納付しなければならないこと。

(9) 補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならないこと。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。

(10) 補助事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。

(補助金の交付の決定の取消し)

第7条 知事は、補助事業者が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(概算払)

第8条 補助事業者は、補助金の概算払の請求をしようとするときは、別記第7号様式による請求書を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 規則第11条第1項の補助事業等実績報告書の様式は、別記第8号様式によるものとし、次に掲げる書類を添えて、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。ただし、これにより難しい場合は、翌年度の4月30日までに提出しなければならない。

- (1) 別記第9号様式による事業実績調書
- (2) 別記第10号様式による補助額確認書
- (3) 別記第11号様式による収支決算書

2 補助事業者は、第6条第9号ただし書の規定により交付申請した場合において、前項の実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 補助事業者は、第6条第9号ただし書の規定により交付申請した場合において、第1項の実績報告書を提出した後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときには、その金額を速やかに別記第12号様式により知事に報告するとともに、当該金額を知事に返還しなければならない。

(グリーン購入)

第10条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報の開示)

第11条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年8月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和9年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については第6条第5号から第8号まで、第7条、第9条第3項及び第11条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年3月25日から施行し、令和6年度事業から適用する。

別表第1（第3条、第6条関係）

事業区分	補助対象経費	補助率
<p>1 文化庁長官から補助金の交付決定を受けた歴史活き活き！史跡等総合活用整備事業</p>	<p>墓所の保存修理、環境整備、活用施設設置、防災対策、災害復旧及びこれらの実施に必要な措置等に係る経費のうち                      共済費、賃金、報償費、旅費、需用費（食糧費を除く。）、役務費、委託料、工事請負費、原材料費、使用料及び賃借料並びに備品購入費とする。</p>	<p>2分の1以内</p>
<p>2 1に掲げる事業のほか、墓所の保存、活用その他管理に関する事業</p>	<p>左の事業の実施に必要な経費のうち                      給料、諸手当、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費（食糧費を除く。）、役務費、公課費、委託料及び備品購入費とする。</p>	<p>10分の10以内</p>

別表第2（第5条—第7条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

別記

第1号様式（第4条関係）

令和 年 月 日

高知県知事 様

申請者 所在地  
名称  
代表者職・氏名  
生年月日

令和 年度高知県土佐藩主山内家墓所管理費等補助金交付申請書

高知県土佐藩主山内家墓所管理費等補助金交付要綱第4条の規定により、令和 年度高知県土佐藩主山内家墓所管理費等補助金の交付を関係書類を添えて申請します。

記

以上

1 申請額 金 円也

2 添付書類

- (1) 事業計画書（別記第2号様式）
- (2) 申請額算出内訳書（別記第3号様式）
- (3) 収支予算書（別記第4号様式）
- (4) 県税の滞納がない旨を証する納税証明書

第2号様式（第4条、第6条関係）

## 事業計画書

1 事業の目的

2 事業実施計画

3 事業予定期間

令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

第3号様式（第4条、第6条関係）

申請額算出内訳書

事業 区分	総事業費 (A)	補助対象経費 (B)	補助率 (C)	寄附金その他の 収入 (D)	補助額 (B) × (C) - (D)
1 文化庁長官 から補助金の交 付決定を受けた 歴史活き活き！ 史跡等総合活用 整備事業	円	円	2分の1		円
2 墓所の保存、 活用その他管理 に関する事業			10分の10	円	
計					

第4号様式（第4条関係）

収支予算書

収入の部

区 分	予 算 額	備 考
	円	
計		

支出の部

区 分	予 算 額	備 考 (経費内訳等)
	円	
計		

令和 年 月 日

高知県知事 様

申請者 所在地  
名称  
代表者職・氏名

事業内容等変更申請書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で交付の決定を受けました令和 年度高知県土佐藩主山内家墓所管理費等補助金について、下記のとおり内容の一部を変更したいので、高知県土佐藩主山内家墓所管理費等補助金交付要綱第6条第1号の規定により、承認して下さるよう関係書類を添えて申請します。

記

1 変更申請額	金	円
既交付決定額	金	円
差引	金	円

2 変更事項及びその理由

3 添付書類

- (1) 事業計画書（別記第2号様式）
- (2) 申請額算出内訳書（別記第3号様式）
- (3) 収支予算書（別記第6号様式）

第6号様式（第6条関係）

収支予算書

収入の部

区 分	変 更 後 予 算 額	変 更 前 予 算 額	増 減	備 考
	円	円	円	
計				

支出の部

区 分	変 更 後 予 算 額	変 更 前 予 算 額	増 減	備 考 (経費内訳等)
	円	円	円	
計				

概算払請求書

金 円也

上記のとおり令和 年度高知県土佐藩主山内家墓所管理費等補助金（決定通知番号 号）を概算交付されるよう高知県土佐藩主山内家墓所管理費等補助金交付要綱第8条の規定により、請求します。

記

補助金交付決定額	円
既交付額	円
今回請求額	円

令和 年 月 日

高知県知事 様

申請者

所在地

名称

代表者職・氏名

令和 年 月 日

高知県知事 様

申請者 所在地  
名称  
代表者職・氏名

令和 年度高知県土佐藩主山内家墓所管理費等補助金  
事業実績報告書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の（変更）交付の決定を受けました令和  
年度高知県土佐藩主山内家墓所管理費等補助金に係る事業実績について、高知県土佐藩主山内家墓  
所管理費等補助金交付要綱第9条第1項の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

1 精算額 金 円也

2 添付書類

- (1) 事業実績調書（別記第9号様式）
- (2) 補助額確認書（別記第10号様式）
- (3) 収支決算書（別記第11号様式）

事業実績調書

区 分	実施日又は期間	実施内容及び結果の概要

補助額確認書

事業 区分	総事業費 (A)	補助対象経費 (B)	補助率 (C)	寄附金その他の 収入 (D)	補助額 (B) × (C) - (D)
1 文化庁長官 から補助金の交 付決定を受けた 歴史生き生き！ 史跡等総合活用 整備事業	円	円	2分の1		円
2 墓所の保存、 活用その他管理 に関する事業			10分の10	円	
計					

収支決算書

収入の部

区 分	予 算 額 (A)	決 算 額 (B)	増 減 (A-B)	備 考
	円	円	円	
計				

支出の部

区 分	予 算 額 (A)	決 算 額 (B)	増 減 (A-B)	備 考
	円	円	円	
計				

令和 年 月 日

高知県知事 様

申請者 所在地  
名称  
代表者職・氏名

令和 年度消費税額の額の確定に伴う報告書

高知県土佐藩主山内家墓所管理費等補助金交付要綱第 9 条第 3 項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- |   |   |
|---|---|
| 1 補助申請金額（知事が確定通知により通知した額）                     | 円 |
| 2 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額              | 円 |
| 3 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 | 円 |
| 4 補助金返還相当額（3－2）                               | 円 |

（注）別紙として積算の内訳を添えてください。